

2017年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

- 1 弁護士甲は、V女に対する未成年者略取の嫌疑で逮捕状により逮捕された被疑者乙男の母から依頼を受けて、逮捕の翌日午後7時に、乙の留置されているA警察署留置場に赴き、乙との初めての接見を申し出た。申出の内容は、「今から直ちに2時間」というものであった。

ところが、乙は、同警察署の取調室で司法警察員巡查部長Kの取調べを受けている最中であったことから、司法警察員警部Lは、そのことを弁護士甲に伝えて、接見の日時を協議しようとしたが、甲は、「弁護士との接見は憲法上の権利であって、自由なはずだ。直ちに乙と接見させろ。」と言って、当初申出のとおり即時2時間の接見を求めた。しかし、①Lは、「翌日午前10時から12時までの2時間」との接見指定をした。

- 2 乙は、上記のVに対する未成年者略取罪で公訴提起されたが、乙は、公判において、自己が犯人であることを否認する陳述をした。

そこで、検察官は、Vの親友Wの証人尋問を請求した。Wは、公判廷において、「私とVとは、同じ学部の1回生であり、被告人乙は、同じ学部の4回生で、私もVも、乙のことは見知っており、会えば挨拶だけはする程度の間柄であった。Vが被害にあう数日前に、Vと喫茶店で雑談をしたときに、②Vは、困ったような顔つきで、『乙のことが大嫌いだ。』、『乙からいつも後を付け狙われているから。』と話したので、私は、普段大人しそうな乙がそんなことをしているのかと驚いた。Vに、『あまり気にしない方がいいよ。』と言ったところ、Vは、不安そうな顔で、『そうだね。』と答えた。」旨供述した。なお、Vは、上記事件により、精神的に不安定となり、Vから供述を得ることはできなかった。

問(1)(配点:25点)

下線部①の接見指定の適法性について論じよ。

問(2)(配点:25点)

下線部②のWの供述に対し、弁護人が異議を述べた場合に、これを証拠とすることができるか、想定される要証事実を検討して論じよ。乙が、公判において、「Vも私のことが好きで、同意の上でのことであり、略取ではない。」旨陳述した場合はどうか。